



島根県報

令和元年11月29日（金）

号外 第 7 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第421号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|-----------------------------|--------|------------------------|----------------|------------------|--------------|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | | |
| 県 道 | 草野横田線 | 安来市広瀬町東比田466番3地先から同373番地先まで | 前 | メートル 4.93～ 31.48 | メートル 573.77 | 松江県土整備事務所広瀬土木事業所 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 8.06～ 43.72 | 568.25 | | |
| 〃 | 邑南飯南線 | 邑智郡美郷町都賀西631番2地先から同地先まで | 前 | 12.61～ 17.88 | 13.80 | 県央県土整備事務所 | 災害復旧工事 拡幅 |
| | | | 後 | 12.61～ 20.23 | 13.80 | | |

島根県告示第422号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|------------|---|--------|------------------------|----------------|--------------------------|--------------|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | | |
| 県 道 | 掛合大東線 | 雲南市三刀屋町中野 1150番3地先から同町 多久和721番1地先まで | 前 | メートル 6.19～ 33.86 | メートル 605.75 | 雲南県土整備 事務所 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 10.39～ 77.58 | 571.00 | | |
| 〃 | 玉湯吾妻山 線 | 仁多郡奥出雲町大馬木 1576番1地先から同 1519番14地先まで | 前 | 8.91～ 18.54 | 452.50 | 雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所 | 交通安全工事 拡幅 |
| | | | 後 | 9.75～ 18.54 | 452.50 | | |

島根県告示第423号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|---------|--------------------------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 県道 | 掛合大東線 | 雲南市掛合町掛合3150番1地先から同2754番1地先まで | メートル 305.30 | 令和元年 11月29日 | 雲南県土整備 事務所 | |
| 〃 | 出雲奥出雲線 | 雲南市三刀屋町神代66番2地先から同514番地先まで | 72.00 | 令和元年 11月29日 | | |
| 〃 | 皆井田江津線 | 江津市井沢町782番4地先から同町780番2地先まで | 141.76 | 令和元年 11月29日 | 浜田県土整備 事務所 | |
| 〃 | 浜田八重可部線 | 浜田市旭町都川2433番5地先から同2432番1地先まで | 320.00 | 令和元年 11月29日 | | |
| 〃 | 美都匹見線 | 益田市匹見町落合イ158番4地先から同イ156番内1地先まで | 112.53 | 令和元年 11月29日 | 益田県土整備 事務所 | |

島根県告示第424号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|-------------------------|---------------|----------------|---------------|----|
| 県道 | 邑南飯南線 | 邑智郡美郷町都賀西631番2地先から同地先まで | メートル 13.80 | 令和元年 11月29日 | 県央県土整備 事務所 | |